

令和5年5月1日

課外活動団体代表者 各位

学生生活支援室長

福島 謙吉

令和5年度（5月8日以降）の課外活動について（通知）

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けについて、令和5年5月8日に季節性インフルエンザと同等の「五類感染症」とすることを令和5年4月27日に決定しました。

この決定に伴い、コロナ禍で課外活動を実施するために必要としていた各届出・報告等は廃止しますので、代表者は構成員全員に必ず本通知を周知徹底し遺漏なきようお願いいたします。

○ 学内外における活動について

- ・マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
- ・学内外で課外活動を実施した際に必要としていた、当日に活動した構成員を記録する「活動報告書」等の提出は廃止します。

活動報告書等：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/sinsei_1/

- ・合宿（学内合宿研修所を含む）を行う場合は、「遠征・合宿届」に行程表及び参加者名簿を添付のうえ、実施予定の1週間前までに学生支援課に提出してください。なお、**新型コロナウイルス感染予防対策に関する誓約書の提出は廃止します**。また、今までと同様に引き続き、各種大会や公式戦に参加のため、遠方での開催等により宿泊を要する場合は許可しますので、同様に提出してください。

遠征・合宿届：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/tetsuduki/

- ・課外活動団体の活動において、構成員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が複数確認された場合は、一週間程度活動を停止とする場合があります。

○ 学内における学外者の活動（練習試合等）について

学内における学外者の活動は、監督・コーチ、OB、他大学の学生及び関係者を原則とし、団体数に制限を設けません。なお、学外者を学内にて活動させる場合（練習試合等）に必要としていた令和3年3月25日付け「埼玉大学構内における学外者の課外活動への参加について（通知）」の手続きは廃止します。

○ 学内課外活動施設における課外活動の再開に向けたガイドライン(令和2年11月12日)は廃止します。

ガイドライン：

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/wp-content/uploads/2022/02/20201112guidelines.pdf

○ 感染状況に変化があった場合について

今後、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合には、政府や都道府県の動向を踏まえ本学の対応も変更することもありますのでご了承ください。

以上